

平成25年12月 2日(月曜日)

議事日程

平成25年12月2日(月)午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 常任委員会委員の選任について
- 日程第 4 常任委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 日程第 5 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 6 議会運営委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 日程第 7 香取市東庄町病院組合議会議員の選挙について
- 日程第 8 香取広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について
- 日程第 9 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第10 東庄町児童館運営協議会委員の選挙について
- 日程第11 各種審議会等委員候補者の選出について
- 日程第12 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
(平成25年度東庄町一般会計補正予算(第3号))
- 日程第13 議案第30号 東庄町子ども・子育て会議設置条例を制定することについて
- 日程第14 閉会中の継続調査の申し出について
(議会運営委員会調査中の事件について)
- 追加日程第 1 議長辞職の件
- 追加日程第 2 議長の選挙について
- 追加日程第 3 副議長辞職の件
- 追加日程第 4 副議長の選挙について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員(15名)

1番 林 俊之君

2番 大網正敏君

4番 花香孝彦君

- 5 番 佐久間 義 房 君
6 番 板 寺 正 範 君
7 番 城之内 一 男 君
8 番 高 木 武 男 君
9 番 林 甚 一 君
10 番 鈴 木 正 昭 君
11 番 多 田 和 弘 君
12 番 土 屋 進 君
13 番 山 崎 ひろみ 君
14 番 宮 崎 正 吾 君
15 番 高 嶋 雅 弘 君
16 番 鎌 形 寿 一 君

欠席議員

な し

出席説明員（5名）

- 町 長 岩 田 利 雄 君
副 町 長 清 水 正 幸 君
総 務 課 長 五十嵐 秀 司 君
健 康 福 祉 課 長 石 毛 克 身 君
教 育 長 小 澤 茂 君

出席事務局員（3名）

- 事 務 局 長 小 林 豊
次 長 宮 前 玉 子
主 査 箕 輪 広 次

(午前10時00分 開会)

議長(鎌形寿一君)

おはようございます。本日は東庄町議会第3回臨時会にご参集いただき、まことにご苦労さまでございます。

開会に先立ち、議員各位にご了解をいただくことがあります。これは、去る11月25日に開催の議会運営委員会におきまして、申し合わせ事項として全会一致で決定した事項でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

まず、組合議員についてであります。組合議員のうち、規約によりその任期が実質議員の任期となっている香取広域市町村圏事務組合議会議員、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員については、慣例により2年交代とし、辞職願を提出することにより、選挙を行うものとする。

次に、各種審議会等委員についても、条例により、その任期が実質議員の任期となっている開発審議会委員、青少年問題協議会委員については、慣例により2年経過の平成25年12月1日をもって辞任されたものとする。

したがって、選出においては、再選される場合があるとしても、全ての新委員の候補者を選出の上、町長に推薦する扱いとします。

最後に、監査委員については、これら議員役職の改選等により、変更の必要がある場合に限り、退職願を提出するものとし、退職の場合、同委員の候補者を選出の上、町長に推薦する扱いとする。

これらにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

異議なしと認めます。

それでは、以上3点を確認して、開会したいと思います。

ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから平成25年東庄町議会第3回臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程に先立ち報告します。地方自治法第121条第1項の規定による本臨時会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありました。

次に、本日町長から議案の送付があり、これを受理しました。

以上で報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、9番 林甚一君、7番 城之内一男君、両名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本臨時会の会期は、本日一日限りとすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日一日限りとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。本臨時会の会期は本日一日限りに決定しました。

ここで私は議長の辞職願を提出してありますので、議長職を副議長と交代させていただきます。

副議長(宮崎正吾君)

議長交代ということで、よろしくご協力をお願いします。

議長鎌形寿一君から議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。議長辞職の件についてを日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(宮崎正吾君)

ご異議なしと認めます。したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、鎌形寿一君の退場を求めます。

(鎌形寿一君退場)

副議長(宮崎正吾君)

職員に辞職願を朗読させます。

(事務局朗読)

副議長(宮崎正吾君)

お諮りします。鎌形寿一君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(宮崎正吾君)

ご異議なしと認めます。したがって、鎌形寿一君の議長辞職を許可することに決定しました。

鎌形寿一君の入場をお願いします。

(鎌形寿一君入場)

副議長(宮崎正吾君)

それではここで鎌形寿一君のご挨拶をお願いいたします。

登壇して、お願いいたします。

16番(鎌形寿一君)

まず、皆様方に御礼の言葉を言わせていただきたいと思います。2年間、本当にありがとうございました。皆様方の協力がなければ、この議会をスムーズに運営することはできませんでした。もちろん、執行部の皆様方にも、この気持ちはどちらも同じです。

議会というのは、議員というのは、一人ではできないと、一人ではだめなんだと、全員がみんなて協議し、いろいろな問題に立ち向かって、話し合い、協議し、決めていく、進めていくものなんだと、私は先輩にそういうふうに教わりました。それがみんなとのチームワークを常に考え、やっていかなければならないと思って今までやってきました。

おかげさまで、その気持ちが通じたと思い、何とかやってこれました。健康にも恵まれ、1年議員が一人、すぐ退職されましたが、その後は誰も退職をする人もなく、元気にやってこれた、これも本当にうれしく思います。

私たち議員は、自分の体調を考えることも大切なんです、町民の体調というものを、健康というものを考える、これも大きな仕事だと思います。そういう考えに関しても、皆様方から町民に対していろいろとアドバイスをしていただき、健康なまちづくりを何とかやってこれた、そういうふうにも思います。そういった点でも本当に感謝したいと思います。

議員生活としてもあと2年ございます。これからも皆様方と協力し、意見の一致を得なくとも、いろいろと協議し、頑張って町を考えて、地域のためにやっていきたい

など、かように思います。

いろいろとありがとうございました。これからもよろしくお願いします。

副議長（宮崎正吾君）

鎌形寿一君の議長辞職により、議長が欠けました。

お諮りします。議長選挙を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（宮崎正吾君）

ご異議なしと認めます。したがって、議長選挙を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第2、議長選挙を行います。

この選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

副議長（宮崎正吾君）

ただいまの出席議員は15人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に10番 鈴木正昭君及び6番 板寺正範君を指名します。

投票用紙をお配りします。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

（投票用紙配付）

副議長（宮崎正吾君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（宮崎正吾君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

副議長（宮崎正吾君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

（投票）

副議長（宮崎正吾君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（宮崎正吾君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。鈴木正昭君及び板寺正範君、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

副議長（宮崎正吾君）

選挙の結果を報告します。

投票総数 15 票、有効投票 15 票、無効投票ゼロです。有効投票のうち、鎌形寿一君 15 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 4 票です。したがって、鎌形寿一君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

副議長（宮崎正吾君）

議長に当選されました鎌形寿一君が議場におられます。本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

鎌形寿一君、ご挨拶をお願いいたします。

新議長（鎌形寿一君）

思ってもみない数字の票をいただきました。心より感謝いたします。そして、責任の重大さを感じております。

先ほども言いましたが、2 年間、皆様方に感謝の気持ちでずっとやってこれました。これから 2 年間、また皆様方に感謝をしながら、一緒にこの議会を運営していけたら

と思います。

それには何かと考えますと、私はただただ、この15人、一緒になって物事を考え、行動し、たまには討論もけんかもいいでしょう。でも、全て町のため、地域のため、そういった目的のために2年間、やっていきたいと思います。

前向きな、常に前を向いて一緒にやっていければ、きっとこの町はよくなると思います。そのためには、町長を初め執行部の皆様方とも一つの連携を持ちながらやっていきたいと考えます。

本当に皆様方に感謝の気持ちで今ここにおります。2年間、また私を支えてください。よろしくお願いいたします。

副議長（宮崎正吾君）

これをもちまして、議長の職務を終了します。

ご協力ありがとうございました。

それでは、鎌形議長、議長席にお着き願います。

議長（鎌形寿一君）

引き続き、円滑な議事運営にご協力をお願いいたします。ここで暫時休憩といたします。

（午前10時27分 休憩）

（午前10時40分 再開）

議長（鎌形寿一君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

副議長、宮崎正吾君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第3、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、宮崎正吾君の退場を求めます。

（宮崎正吾君退場）

議長（鎌形寿一君）

職員に辞職願を朗読させます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

お諮りします。宮崎正吾君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。したがって、宮崎正吾君の副議長辞職を許可することに決定しました。

宮崎正吾君の入場をお願いします。

（宮崎正吾君入場）

議長（鎌形寿一君）

それではここで宮崎正吾君のご挨拶をお願いいたします。

登壇して、お願いいたします。

14番（宮崎正吾君）

副議長の辞職の件に関して、一言ご挨拶を申し上げます。

23年12月の臨時会におかれまして、議員の皆様方のご推挙をいただき、副議長の要職に就任しましてからきょうまでの2年間、皆様方のご支援とご協力により、大過なく務めることができました。まことにありがとうございます。

人望が厚く、そして、識見ともに優れた鎌形議長、幸いにして鎌形議長には健康にも、すばらしい体力でありまして、私の副議長としての出る幕はなかったように思われます。しかし、結果としては出る幕がなく、恥をかくことがなかったのかなと、そういうふうに感謝をしております。

ともかく2年間、皆様方のご協力をいただきまして、ありがとうございました。今後とも東庄町の発展と住民福祉の向上に献身して、頑張っていきたいと思っております。より一層の皆様方のご指導、ご鞭撻をお願いし、退任の挨拶とします。ありがとうございました。

議長（鎌形寿一君）

宮崎正吾君の副議長辞職により、副議長が欠けました。

お諮りします。副議長選挙を日程に追加し、追加日程第4とし、日程の順序を変更

し、直ちに選挙を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。したがって、副議長選挙を日程に追加し、追加日程第4として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第4、副議長選挙を行います。

この選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

議長(鎌形寿一君)

ただいまの出席議員数は15人全員です。

次に立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に11番 多田和弘君及び5番 佐久間義房君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

(投票用紙配付)

議長(鎌形寿一君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

配付漏れはなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

議長(鎌形寿一君)

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

(投票)

議長(鎌形寿一君)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。多田和弘君及び佐久間義房君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

議長(鎌形寿一君)

投票の結果を報告します。

投票総数15票、有効投票14票、無効投票1票です。有効投票のうち、宮崎正吾君14票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、宮崎正吾君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

議長(鎌形寿一君)

副議長に当選されました宮崎正吾君が議場におられます。本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

宮崎正吾君、ご挨拶をお願いします。

新副議長(宮崎正吾君)

一言ご挨拶を申し上げます。ただいま議員の皆さん方のご推挙により、東庄町議会副議長に選ばれました。この上なく光栄に存じますとともに、自分の責任の重大さも痛感しているところでございます。

これからは鎌形議長のもとに、この2年間、議会の行政活動が円満に運営されるように誠心誠意努力し、務める所存でございます。

また、これからも皆様方のご指導、ご鞭撻をお願いしまして、就任の挨拶といたします。

ありがとうございました。

議長(鎌形寿一君)

日程第3、常任委員会委員の選任を行います。

ここでお諮りします。常任委員会委員の選任につきましては、選考委員により協議したいと思います。

また、選考委員については、議長より指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。それでは指名いたします。15番 高島雅弘議員、13番 山崎ひろみ議員、12番 土屋進議員、11番 多田和弘議員、10番 鈴木正昭議員、以上5名を指名いたします。

選考委員と議長、副議長により、協議したいと思いますので、会議室2へご集合願います。

ここで暫時休憩といたします。

(午前10時58分 休憩)

(午前11時50分 再開)

議長(鎌形寿一君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

選考が終わりましたので、指名表をお配りします。

お諮りします。

常任委員会委員の選任は、東庄町議会委員会条例第5条の規定により、お手元に配付しました指名表のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

異議なしと認めます。

したがって、常任委員会委員は配付した指名表のとおり選任することに決定しました。

ここで各常任委員会を開催し、正副委員長の互選を行うため、暫時休憩といたします。各委員会の開会時刻は午後1時といたします。場所は、総務産業常任委員会は会議室1、文教福祉常任委員会は会議室2で行います。所定の時刻に所定の場所へご集合願います。

なお、各常任委員会では、正副委員長の互選とあわせて、議会運営委員の選出をお願いします。

これで午前の会議を終了します。暫時休憩といたします。

(午前 11時52分 休憩)

(午後 1時20分 再開)

議長(鎌形寿一君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、常任委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告を行います。

休憩中に開催されました各常任委員会において、正副委員長の互選があり、その結果の通知がありました。報告します。

初めに、委員長について申し上げます。総務産業常任委員長、林甚一君、文教福祉常任委員長、山崎ひろみ君。次に、副委員長について申し上げます。総務産業常任副委員長、城之内一男君、文教福祉常任副委員長、林俊之君。以上で報告を終わります。

日程第5、議会運営委員会委員の選任を行います。

ここで指名表をお配りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、東庄町議会委員会条例第5条の規定により、お手元に配付した指名表のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員は、配付した指名表のとおり選任することに決定しました。

ここで、議会運営委員会を開催し正副委員長の互選を行うため、暫時休憩とします。議会運営委員会委員は、会議室2へご集合願います。

(午後 1時23分 休憩)

(午後 1時50分 再開)

議長(鎌形寿一君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、議会運営委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告を行います。

休憩中に開催されました議会運営委員会において、正副委員長の互選があり、その結果の通知がありました。

報告いたします。

議会運営委員長、多田和弘君、議会運営副委員長、板寺正範君。

以上で報告を終わります。

ここで、正副委員長互選結果表をお配りします。

ここで、各委員長からご挨拶をお願いします。

初めに、総務産業常任委員長、林甚一君。

9番（林 甚一君）

こんにちは。ただいまご紹介に預かりました委員長の林と申します。本当にふ慣れでございますけれども、精いっぱい努力してまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、挨拶とさせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

次に、文教福祉常任委員長、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

このたび文教福祉常任委員会委員長に拝命いただきました山崎でございます。よろしく願いいたします。

私も3期目でありますけれども、まだまだ勉強不足で、この2年間、皆様と一緒に勉強しながら、町発展のため、そして議長、副議長を支えて、町議会の発展のために頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞご協力、よろしく願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

次に、議会運営委員長、多田和弘君。

11番（多田和弘君）

ただいま議会運営委員会の委員長にご指名いただきました多田和弘でございます。議会の適正な運営かつ円滑な運営に2年間、努力していききたいと思っております。

何分、よろしく申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

各委員長の挨拶が終わりました。これから一部事務組合と議員の選挙及び各種審議会等の委員の選考のため、暫時休憩といたします。

選考委員は会議室 2 へご集合を願います。よって暫時休憩といたします。

(午後 1 時 5 4 分 休憩)

(午後 2 時 4 0 分 再開)

議長(鎌形寿一君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 7、香取市東庄町病院組合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

香取市東庄町病院組合議会議員に鎌形寿一、宮崎正吾君、高嶋雅弘君、山崎ひろみ君、鈴木正昭君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した鎌形寿一、宮崎正吾君、高嶋雅弘君、山崎ひろみ君、鈴木正昭君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました鎌形寿一、宮崎正吾君、高嶋雅弘君、山崎ひろみ君、鈴木正昭君が香取市東庄町病院組合議会議員に当選しました。本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

日程第 8、香取広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

香取広域市町村圏事務組合議会議員に土屋進君、林甚一君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した土屋進君、林甚一君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました土屋進君、林甚一君は、香取広域市町村圏事務組合議会議員に当選しました。本席から会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

日程第9、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に宮崎正吾君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した宮崎正吾君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました宮崎正吾君が千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。本席から会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

日程第10、東庄町児童館運営協議会委員の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

東庄町児童館運営協議会委員に鈴木正昭君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した鈴木正昭君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました鈴木正昭君が東庄町児童館運営協議会委員に当選しました。本席から会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

なお、香取広域市町圏事務組合議会議員3人のうち一人及び東総広域水道企業団議会議員については、規約により議長職をもって組合議員に充てるものとされていますので、ご報告いたします。

以上の選挙の結果を配付いたします。

日程第11、各種審議会等委員候補者の選出を行います。

お諮りします。各種審議会等委員候補者の選出については、議長が指名することにしたと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

指名表を配付させます。

お諮りします。ただいま配付しました指名表記載のとおり、各種審議会等委員候補者を選出することについて、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。よって、指名表記載のとおり各種審議会等委員の候補者を選出することに決定しました。

日程第12、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、平成25年度東庄町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、承認第3号、専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案件は、一般会計補正予算(第3号)の専決処分について承認を求めるもので、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,113万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億7,336万3,000円とするものでございます。

今回の補正は、9月議会で補正予算の議決をいただきました笹川小学校前の歩道整備工事に伴い、小学校内の設備を移設する必要性が生じたため、所要経費の補正を行っ

たものでございます。

議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分とさせていただきますので、同条第3項の規定により承認を求めらるものでございます。

なお、補正予算の内容につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、承認くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

総務課長。

総務課長（五十嵐秀司君）

それでは、平成25年度東庄町一般会計補正予算（第3号）について内容を説明させていただきます。

それでは、歳出から説明を申し上げますので、議案書の8ページをお願いいたします。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、15節工事請負費の教育施設維持補修工事費2,113万7,000円でございますが、先ほど町長の提案理由にもございましたように、笹川小学校前の歩道整備工事に伴い、小学校の受水槽及び変電設備の移設が必要となりました。どちらも経年劣化によりまして、撤去、新設することが望ましいため、受水槽更新工事1,260万円、変電設備更新工事853万7,000円を計上したものでございます。

続きまして、歳入について申し上げます。前の7ページをお願いいたします。

財源につきましては、19款繰越金、1項1目繰越金、前年度繰越金で2,113万7,000円を補正いたします。

本補正につきましては、早急に移設を行わなければ、歩道整備工事が進められないため、10月31日に専決処分させていただいております。

以上で専決処分による一般会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

これから、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、平成25年度東庄町一般会計補正予算(第3号)を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

日程第13、議案第30号、東庄町子ども・子育て会議設置条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第30号、東庄町子ども・子育て会議設置条例を制定することについて、提案理由を申し上げます。

昨年8月に制定されました国の「子ども・子育て支援法」に基づき、町は子ども・子育て支援事業計画を策定してまいりたいと考えております。この計画を策定する上で、子育て中の保護者や子育て支援に携わっている事業者、学識経験者などから幅広く意見を伺うため、「東庄町子ども・子育て会議」を設置したく、この条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。原案のとおり可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(鎌形寿一君)

健康福祉課長。

健康福祉課長（石毛克身君）

それでは、議案書の10ページをお開きいただきたいと存じます。

国の「子ども・子育て支援法」の成立を受けまして、平成25年度後半から平成26年度前半の約1年間で、地域での子ども・子育てにかかるニーズ調査から、「子ども・子育て支援事業計画」策定までを行うことが求められております。

このニーズ調査の内容の検討と事業計画内容の検討及び計画策定後の実施状況の調査、審議などを行う「子ども・子育て会議」の設置が義務づけられたことにより、子育て中の保護者や子育て支援に携わっている事業者、学識経験者などの意見を伺うために、この条例を制定するものでございます。

第1条は、子ども・子育て支援法により、この会議の設置を市町村条例で定めることになっており、それを規定したものでございます。

第2条は、子ども・子育て支援法に基づき、町の子ども・子育て支援事業計画の検討及び計画策定後の実施状況の調査審議などに関する会議の事務処理について規定しております。

第3条は、会議の構成委員を子どもの保護者や保育関係者、学識経験者など、15人以内と規定したものでございます。

第4条は、委員の任期を2年間と規定しております。

第5条は、会長、副会長の選出方法及び職務について規定しております。

第6条は、会議の招集、開催要件、可否の決定等について規定しております。

第7条は、庶務を健康福祉課で所掌することを規定しております。

第8条は、会議の組織及び運営に対して、条例に明記していない事項について規定しております。

附則では、施行期日と委員の報酬に関する条例の一部改正を規定しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

これから議案第30号、東庄町子ども・子育て会議設置条例を制定することについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第14、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

ここで議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出書の配付をします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

閉会に当たり、町長よりご挨拶をお願いします。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

正副議長さんを初め、それぞれの役職が滞りなく選出されました。まことにご同慶にたえない次第でございます。

また、提案をさせていただきました案件も、議員各位には慎重なるご審議を賜り、おかげさまで全ての案件を原案のとおり可決、承認いただきました。まことにありがとうございました。

政権交代以後、景気が回復傾向にあります。地方自治体を取り巻く状況は依然と

して厳しいものがあります。

議会を初め、町民の皆様と知恵を出し合って、町民福祉の向上につながるよう、いろいろな施策を進めて参りたいと考えております。

今月は早速12月定例会が予定をされております。議長さんを中心として、一致団結をされまして、議員活動に励まれ、町発展のために一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、お願いを申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。大変ご苦労さまでした。

議長（鎌形寿一君）

私からも一言ご挨拶申し上げます。

長時間にわたり、臨時会、本当にご苦労さまでございました。皆様方の協力により、スムーズに進めることができました。そしてまた、新しい役職等、決まりまして、皆様方もこれからはまた新たな気持ちで議会活動をやっていただけるかなと思います。

これからはまた本会議が始まります。そのときは新しい役職でまた議論等していきたいなと考えております。

それまで、空気が相当乾燥しております。風邪などを引かないように、体調には十分注意して、12月議会、そして来年を迎えられれば、よろしく願いしたいと思います。

きょうはどうもご苦労さまでした。

以上で、平成25年東庄町議会第3回臨時会を閉会します。

（午後 3時00分 閉会）